

産業厚生常任委員会 資料

令和2年3月4日
上下水道部

目 次

- 1 兵庫教育大学山国職員宿舎への給水について…………… P1

1 兵庫教育大学山国職員宿舎への給水について

令和元年 10 月 17 日 産業厚生常任委員会（研修会）以降の状況

1 最高裁判所への上告について

上告受理申立書の提出（令和元年10月18日付）提出先：大阪高等裁判所



・大阪高等裁判所が上告受理申立て通知書を本市に送達
（令和元年10月29日付）

上告受理申立て理由書の提出（令和元年 12 月 18 日付）提出先：上記に同じ



・大阪高等裁判所による理由書の審査 ⇒ 最高裁判所へ事件記録の送付
・最高裁判所が記録到着通知書を本市に送達（令和2年1月31日付）

最高裁判所で判断がなされる

2 兵庫教育大学からの申入れ（令和元年 12 月 19 日付文書による）

兵庫教育大学から市に対して、山国職員宿舎の各戸に公設メーターを設置し、各戸の居住者との間で個別の給水契約（各戸 93 個、共用栓 2 個）を締結することについて、あらためて申し入れがあった。

3 兵庫教育大学からの申入れに対する市の回答について

加東市給水条例第 5 条及び第 18 条第 3 項に基づき承認

市は、最高裁判所に上告受理申立て中であり、司法の最終判断に従う必要があるため、加入分担金の取扱について、下記の方角で兵庫教育大学と調整中。

- ・ 「兵庫教育大学に加入分担金の支払義務はある。」とする判決確定の場合は、加入分担金を返還しない。
- ・ 「兵庫教育大学に加入分担金の支払義務はない。」とする判決確定の場合は、加入分担金を同大学に返還する。ただし、同大学は、同加入分担金以外の返還を受けるまでの期間の損害金等、名目の如何を問わず、一切の金員を請求しないものとする。

4 今後の手続について

- ・ 兵庫教育大学は、給水装置工事を実施し、水道使用者変更届出書の提出とあわせて、市が請求する加入分担金を支払う。
- ・ 市は、加入分担金の納入確認後に個別の水道メーターを兵庫教育大学（給水装置工事を請け負った指定給水装置工事事業者）に引き渡す。
- ・ 兵庫教育大学は、加東市給水条例第 6 条に基づき、同大学の費用負担で水道メーター設置工事を実施する。
- ・ 市は、兵庫教育大学から提出された水道使用者変更届出書により、給水装置の使用者名義を同大学から山国職員宿舎の各入居者に変更する。
- ・ 市は、山国職員宿舎に設置された個別水道メーターの使用水量の検針を行い、個別加入者に水道料金及び下水道使用料を請求する。